

新たに建物・テナントを使用する皆様へ

『防火対象物使用開始届出書』の届出はお済ですか？

店舗等の出店や入居の際、建物（一般住宅・長屋を除く）又はその部分を使用する方は、**使用を開始する日の7日前**までに、「[防火対象物使用開始届出書](#)」の届出が必要です。

【根拠：松江市火災予防条例第43条第1項】

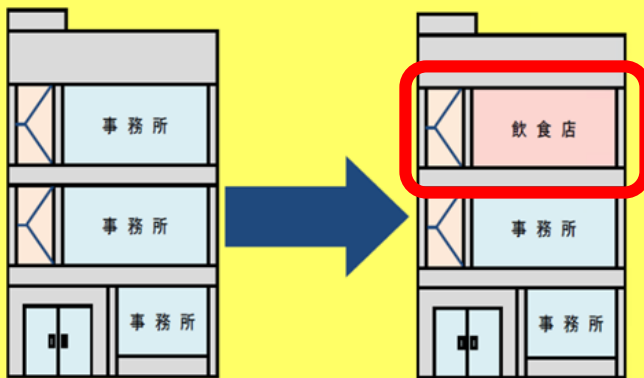
なぜ届出が必要なの？



防火対象物の使用状況を把握し、防火の専門家の立場から届出内容の確認及び消防用設備等の設置状況を事前に審査・指導することにより、建物の安全性を確保することが必要なためです。

用途変更により自動火災報知設備が義務となる事例

Q 3階を事務所から飲食店に用途を変更したけど問題ないよね!?



※階段は屋内階段1ヶ所のみ

A 面積に関係なく、自動火災報知が必要になります。

ほかにも規模や収容人員などにより、必要になる消防用設備等があります。

●自動火災報知設備とは
火災により発生する熱や煙を感知し、自動的にベル等を鳴動させ、建物内の人に火災を知らせる設備です。

まずは消防署へご相談ください！！

下記の行為が行われる場合、消防法令の適用が変わる場合があります。

まずは、消防署へ事前にご相談ください。

○用途変更 ○店舗等の修繕、模様替え、間仕切り変更 ○増築等

～お問い合わせ先～

●松江市消防本部予防課
☎0852-32-9121

●松江市北消防署予防係
☎0852-32-9151

●松江市南消防署予防係
☎0852-22-1191

